

発注者支援業務委託標準積算基準 新旧対照表

新	旧
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務委託料</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 業務委託料構成費目の内容</p> <p>1) 直接原価</p> <p>①直接人件費</p> <p>直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。 (設計協議、打合せ、現地調査における技術者の基準日額を含む。)</p> <p>②直接経費</p> <p>直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>a. 事務用品費</p> <p>b. 旅費交通費等(業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金含む)</p> <p>c. 業務用事務室損料及び備品費等</p> <p>d. 電算機使用経費</p> <p>e. その他</p> <p>これ以外の経費については、その他原価として計上する。</p> <p>2) その他原価</p> <p>その他原価は、間接原価及び直接経費(積上計上するもの以外)からなる。</p> <p>① 間接原価</p> <p>当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。</p> <p>3) 一般管理費等</p> <p>業務を処理する建設コンサルタント等における諸経費のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。</p> <p>4) 消費税相当額</p> <p>消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(中略)</p> <p>2. 業務委託料</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 業務委託料構成費目の内容</p> <p>1) 直接原価</p> <p>①直接人件費</p> <p>直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。 (設計協議、打合せ、現地調査における技術者の基準日額を含む。)</p> <p>②直接経費</p> <p>直接経費は、業務処理に必要な経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>a. 事務用品費</p> <p>b. 旅費交通費等(業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金含む)</p> <p>c. 業務用事務室損料及び備品費等</p> <p>d. 電算機使用経費</p> <p>e. その他</p> <p>これ以外の経費については、その他原価として計上する。</p> <p>2) その他原価</p> <p>その他原価は、間接原価及び直接経費(積上計上するもの以外)からなる。</p> <p>①間接原価</p> <p>当該業務担当部署の部門管理者・事務職員の人件費、当該業務担当部署に係る地代家賃・賃借料・原価償却費・消耗品費・通信運搬費等、当該業務の業務原価のうち直接原価以外のものとする。また、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>3) 一般管理費等</p> <p>業務を処理する建設コンサルタント等における諸経費のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益からなる。</p> <p>①一般管理費</p> <p>一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>②付加利益</p> <p>付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他営業外費用を含む。</p> <p>4) 消費税相当額</p> <p>消費税相当額は、消費税相当分とする。</p>

発注者支援業務委託標準積算基準 新旧対照表

新	旧
<p>3. 業務委託料の積算</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 各構成費目の算定</p> <p>1) 直接人件費 当該発注者支援業務に従事する技術者の人件費である。なお、名称及びその基準日額等は、別途定める。</p> <p>2) 直接経費 直接経費は、2(2)1)②の各項目について実費を計上するものとし、次により積算する。 ただし、事務用品費、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。</p> <p>①事務用品費 事務用品費が必要となる場合に計上するものとする。 なお、土木工事共通仕様書その他業務に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。</p> <p>②旅費交通費等 旅費交通費等は、積算参考資料(計画・調査編)第2章積算基準1-3旅費交通費に準じて積算する。 なお、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し、設計積算業務及び現場技術業務に記載されている表の率を乗じた額を旅費交通費等として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</p> <p>③業務用事務室損料等 発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。</p> <p>④電算機使用経費 電算機リース料等が必要となる場合は計上するものとする。</p> <p>⑤その他 ①～④のほか、印刷製本費等が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用についてはその他原価として計上する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 端数処理の方法</p> <p>1) 数量、単価及び補正係数等の端数処理については、積算参考資料(計画・調査編)第1章2-2端数処理等の方法によるものとする。</p> <p>2) 業務価格は万円止めとする。</p>	<p>3. 業務委託料の積算</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(2) 各構成費目の算定</p> <p>1) 直接人件費 当該発注者支援業務に従事する技術者の人件費である。なお、名称及びその基準日額等は、別途定める。</p> <p>2) 直接経費 直接経費は、2(2)1)②の各項目について実費を計上するものとし、次により積算する。 ただし、事務用品費、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合のみ計上する。</p> <p>①事務用品費 事務用品費が必要となる場合に計上するものとする。 なお、土木工事共通仕様書その他業務に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。</p> <p>②旅費交通費等 旅費交通費等は、積算参考資料(計画・調査編)第2章積算基準1-3旅費交通費に準じて積算する。 なお、通勤により業務を行う場合は、直接人件費に対し、設計積算業務及び現場技術業務に記載されている表の率を乗じた額を旅費交通費等として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</p> <p>③事務室損料等 発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。</p> <p>④電算機使用経費 電算機リース料等が必要となる場合は計上するものとする。</p> <p>⑤その他 ①～④のほか、印刷製本費等が必要となる場合は、別途計上するものとし、その他の費用についてはその他原価として計上する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 端数処理の方法</p> <p>1) 数量、単価及び補正係数等の端数処理については、積算参考資料(計画・調査編)第1章2-2端数処理の方法によるものとする。</p> <p>2) 業務価格は万円止めとする。</p>

発注者支援業務委託標準積算基準 新旧対照表

新

旧

(4) 設計表示単位

項目	工種	種別	単位	數位	備考
設計積算業務	直接人件費	設計積算業務	業務	1	
		当初設計	件	1	
		変更設計	件	1	
		概算数量設計	件	1	
		仮設等検討	回	1	
		不足図面等作成	回	1	
	設計額試算	回	1		
直接経費	製図業務	件	1		
	旅費交通費	式	1		
現場技術業務	直接人件費	現場技術業務	業務	1	
		現場業務	件	1	
	直接経費	旅費交通費	式	1	

(以下、省略)

(4) 設計表示単位

項目	工種	種別	単位	數位	備考
設計積算業務	直接人件費	設計積算業務	業務	1	
		当初設計	件	1	
		変更設計	件	1	
	直接経費	製図業務	業務	1	
		旅費交通費	式	1	
現場技術業務	直接人件費	現場技術業務	業務	1	
		現場業務	件	1	
	直接経費	旅費交通費	式	1	

(以下、省略)

新	旧																																																																																																																		
<p><b>第2章 設計積算業務積算基準</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>3. 当初設計書作成</b></p> <p>(1) 設計積算業務標準歩掛 (当初設計)</p> <p style="text-align: right; color: red;">(1件当たり)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 \ 職種</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>労務費</th> </tr> <tr> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> <th>図工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査計画</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算</td> <td></td> <td>3.20</td> <td>5.40</td> <td>2.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計書作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.85</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>0.80</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.30</td> <td>3.70</td> <td>5.40</td> <td>3.65</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 本歩掛は、対象工事の工事費及び工種区分による補正を行うものとする。                  2. 補正の方法は、各労務数量に補正係数Xを乗じて算出するものとする。                  3. 補正係数Xは、次式により算出するものとする。  <math display="block">\text{補正係数 } X = (1 + X1) \times (1 + X2)</math> <p style="text-align: center; color: red;">X1 : 工事費による補正係数                      X2 : 工種区分による補正係数</p>                     ここで、Xは小数第2位止め (小数第3位四捨五入) とする。                  4. 本歩掛には2回程度の設計額の試算を含むものとし、それを超えて試算を行う場合は、別途、「6 (3) 設計額試算 標準歩掛」を計上するものとする。なお、試算には数量の再計算等を含む。</p> <p><b>工事費による補正係数 (X1)</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>対象工事費 (税抜き)</th> <th>(X1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 5,000 千円未満</td> <td>-0.55</td> </tr> <tr> <td>5,000 千円以上 ～ 10,000 千円 //</td> <td>-0.35</td> </tr> <tr> <td>10,000 千円 // ～ 30,000 千円 //</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>30,000 千円 // ～ 50,000 千円 //</td> <td>+0.45</td> </tr> <tr> <td>50,000 千円 // ～ 100,000 千円 //</td> <td>+1.00</td> </tr> <tr> <td>100,000 千円 // ～ 200,000 千円 //</td> <td>+1.50</td> </tr> <tr> <td>200,000 千円 // ～</td> <td>+2.00</td> </tr> </tbody> </table>	区分 \ 職種	直接人件費				労務費	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工	調査計画	0.50	0.50				積算		3.20	5.40	2.80		設計書作成				0.85		照査	0.80					計	1.30	3.70	5.40	3.65	0.00	対象工事費 (税抜き)	(X1)	～ 5,000 千円未満	-0.55	5,000 千円以上 ～ 10,000 千円 //	-0.35	10,000 千円 // ～ 30,000 千円 //	0.00	30,000 千円 // ～ 50,000 千円 //	+0.45	50,000 千円 // ～ 100,000 千円 //	+1.00	100,000 千円 // ～ 200,000 千円 //	+1.50	200,000 千円 // ～	+2.00	<p><b>第2章 設計積算業務積算基準</b></p> <p>(中略)</p> <p><b>3. 設計積算業務</b></p> <p>(1) <del>歩掛</del></p> <p style="text-align: right; color: blue;">—(人/件)—</p> <p>設計積算業務標準歩掛 (当初設計)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 \ 職種</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>労務費</th> </tr> <tr> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> <th>図工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査計画</td> <td><del>0.6</del></td> <td><del>1.2</del></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算</td> <td></td> <td><del>1.2</del></td> <td><del>6.6</del></td> <td><del>1.2</del></td> <td><del>1.5</del></td> </tr> <tr> <td>設計書作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><del>1.2</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td><del>0.25</del></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><del>0.85</del></td> <td><del>2.4</del></td> <td><del>6.6</del></td> <td><del>2.4</del></td> <td><del>1.5</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 本歩掛は対象工事の工事費及び工種区分による補正を行うものとする。                  2. 補正の方法は、各労務数量に補正係数Xを乗じて算出するものとする。                  3. 補正係数Xは、次式により算出するものとする。  <math display="block">\text{補正係数 } X = (1 + X1) \times (1 + X2)</math>                     ここで、Xは小数第2位止め (小数第3位四捨五入) とする。</p> <p><b>工事費による補正係数 (X1)</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>対象工事費 (税抜き)</th> <th>(X1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 5,000 千円未満</td> <td><del>0.6</del></td> </tr> <tr> <td>5,000 千円以上 ～ 10,000 千円 //</td> <td><del>0.4</del></td> </tr> <tr> <td>10,000 千円 // ～ 30,000 千円 //</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>30,000 千円 // ～ 50,000 千円 //</td> <td><del>0.4</del></td> </tr> <tr> <td>50,000 千円 // ～ 100,000 千円 //</td> <td>+1.0</td> </tr> <tr> <td>100,000 千円 // ～ 200,000 千円 //</td> <td>+1.5</td> </tr> <tr> <td>200,000 千円 // ～</td> <td>+2.0</td> </tr> </tbody> </table>	区分 \ 職種	直接人件費				労務費	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工	調査計画	<del>0.6</del>	<del>1.2</del>				積算		<del>1.2</del>	<del>6.6</del>	<del>1.2</del>	<del>1.5</del>	設計書作成				<del>1.2</del>		照査	<del>0.25</del>					計	<del>0.85</del>	<del>2.4</del>	<del>6.6</del>	<del>2.4</del>	<del>1.5</del>	対象工事費 (税抜き)	(X1)	～ 5,000 千円未満	<del>0.6</del>	5,000 千円以上 ～ 10,000 千円 //	<del>0.4</del>	10,000 千円 // ～ 30,000 千円 //	0.0	30,000 千円 // ～ 50,000 千円 //	<del>0.4</del>	50,000 千円 // ～ 100,000 千円 //	+1.0	100,000 千円 // ～ 200,000 千円 //	+1.5	200,000 千円 // ～	+2.0
区分 \ 職種		直接人件費				労務費																																																																																																													
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工																																																																																																														
調査計画	0.50	0.50																																																																																																																	
積算		3.20	5.40	2.80																																																																																																															
設計書作成				0.85																																																																																																															
照査	0.80																																																																																																																		
計	1.30	3.70	5.40	3.65	0.00																																																																																																														
対象工事費 (税抜き)	(X1)																																																																																																																		
～ 5,000 千円未満	-0.55																																																																																																																		
5,000 千円以上 ～ 10,000 千円 //	-0.35																																																																																																																		
10,000 千円 // ～ 30,000 千円 //	0.00																																																																																																																		
30,000 千円 // ～ 50,000 千円 //	+0.45																																																																																																																		
50,000 千円 // ～ 100,000 千円 //	+1.00																																																																																																																		
100,000 千円 // ～ 200,000 千円 //	+1.50																																																																																																																		
200,000 千円 // ～	+2.00																																																																																																																		
区分 \ 職種	直接人件費				労務費																																																																																																														
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工																																																																																																														
調査計画	<del>0.6</del>	<del>1.2</del>																																																																																																																	
積算		<del>1.2</del>	<del>6.6</del>	<del>1.2</del>	<del>1.5</del>																																																																																																														
設計書作成				<del>1.2</del>																																																																																																															
照査	<del>0.25</del>																																																																																																																		
計	<del>0.85</del>	<del>2.4</del>	<del>6.6</del>	<del>2.4</del>	<del>1.5</del>																																																																																																														
対象工事費 (税抜き)	(X1)																																																																																																																		
～ 5,000 千円未満	<del>0.6</del>																																																																																																																		
5,000 千円以上 ～ 10,000 千円 //	<del>0.4</del>																																																																																																																		
10,000 千円 // ～ 30,000 千円 //	0.0																																																																																																																		
30,000 千円 // ～ 50,000 千円 //	<del>0.4</del>																																																																																																																		
50,000 千円 // ～ 100,000 千円 //	+1.0																																																																																																																		
100,000 千円 // ～ 200,000 千円 //	+1.5																																																																																																																		
200,000 千円 // ～	+2.0																																																																																																																		

発注者支援業務委託標準積算基準 新旧対照表

新	旧																																																																																
<p>工種区分による補正係数 (X2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>(X2)</th> <th>工種区分</th> <th>(X2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>+0.10</td> <td>トンネル工事</td> <td>+0.20</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>+0.10</td> <td>砂防・地すべり工事</td> <td>-0.40</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>+0.10</td> <td>道路維持工事</td> <td>-0.23</td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>0.00</td> <td>河川維持工事</td> <td>-0.28</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td>+0.05</td> <td>下水道工事</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>P C 橋工事</td> <td>+0.05</td> <td>公園工事</td> <td>-0.15</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>-0.25</td> <td>電線共同溝工事</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>共同溝工事</td> <td>+0.05</td> <td>橋梁保全工事</td> <td>+0.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 下水道工事は管渠工事であり、処理場建設工事には適用しない。</p> <p>(2) 業務計画 業務計画の立案は管理技術者(技師A)を1.4人/業務を計上することとし、担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含むものとする。なお、設計積算業務と現場技術業務を併せて発注する場合は、現場技術業務のみで計上するものとし、設計積算業務では計上しないこととする。</p> <p>(3) 設計協議 設計協議は、打合せ1回当たり技師A及び技師Bを各0.5人とし、対象工事1件当たりの打合せ回数は当初と成果品納入時の2回を標準とするものとする。</p> <p>(4) 現地調査 現地調査は、対象工事1件当たり、技師A及び技師Bを各0.5人計上するものとする。</p> <p>(5) 交通費 設計積算業務の交通費は、下表の率を乗じた額とする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>旅費交通費等</td> <td>旅費交通費等の上限(千円)</td> </tr> <tr> <td>直接人件費の0.63%</td> <td>244</td> </tr> </table> <p>(注)旅費交通費等の率は、打合せ、現地調査の費用とする。</p> <p>(6) 印刷製本費</p> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>	工種区分	(X2)	工種区分	(X2)	河川工事	+0.10	トンネル工事	+0.20	河川・道路構造物工事	+0.10	砂防・地すべり工事	-0.40	海岸工事	+0.10	道路維持工事	-0.23	道路改良工事	0.00	河川維持工事	-0.28	鋼橋架設工事	+0.05	下水道工事	0.00	P C 橋工事	+0.05	公園工事	-0.15	舗装工事	-0.25	電線共同溝工事	0.00	共同溝工事	+0.05	橋梁保全工事	+0.15	旅費交通費等	旅費交通費等の上限(千円)	直接人件費の0.63%	244	<p>工種区分による補正係数 (X2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>(X2)</th> <th>工種区分</th> <th>(X2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川工事</td> <td>+0.1</td> <td>トンネル工事</td> <td>+0.2</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事</td> <td>+0.1</td> <td>砂防・地すべり工事</td> <td><del>-0.5</del></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>+0.1</td> <td>道路維持工事</td> <td><del>-0.3</del></td> </tr> <tr> <td>道路改良工事</td> <td>0.0</td> <td>河川維持工事</td> <td><del>-0.3</del></td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事</td> <td><del>0.0</del></td> <td>下水道工事</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>P C 橋工事</td> <td><del>0.0</del></td> <td>公園工事</td> <td><del>-0.3</del></td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td><del>-0.3</del></td> <td>電線共同溝工事</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>共同溝工事</td> <td><del>0.0</del></td> <td>橋梁保全工事</td> <td><del>+0.1</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 下水道工事は管渠工事であり、処理場建設工事には適用しない。</p> <p>(2) 設計協議 設計協議は、打合せ1回当たり技師A及び技師Bを各0.5人とし、打合せ回数は当初と成果品納入時の2回を標準とするものとする。</p> <p>(3) 現地踏査 現地踏査は、対象工事1件当たり、技師A及び技師Bを各0.5人計上するものとする。</p> <p>(4) 交通費 設計積算業務の交通費は、下表の率を乗じた額とする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>旅費交通費等</td> <td>旅費交通費等の上限(千円)</td> </tr> <tr> <td>直接人件費の0.63%</td> <td>244</td> </tr> </table> <p>(注)旅費交通費等の率は、打合せ、現地調査の費用とする。</p> <p>(5) 印刷製本費</p> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>	工種区分	(X2)	工種区分	(X2)	河川工事	+0.1	トンネル工事	+0.2	河川・道路構造物工事	+0.1	砂防・地すべり工事	<del>-0.5</del>	海岸工事	+0.1	道路維持工事	<del>-0.3</del>	道路改良工事	0.0	河川維持工事	<del>-0.3</del>	鋼橋架設工事	<del>0.0</del>	下水道工事	0.0	P C 橋工事	<del>0.0</del>	公園工事	<del>-0.3</del>	舗装工事	<del>-0.3</del>	電線共同溝工事	0.0	共同溝工事	<del>0.0</del>	橋梁保全工事	<del>+0.1</del>	旅費交通費等	旅費交通費等の上限(千円)	直接人件費の0.63%	244
工種区分	(X2)	工種区分	(X2)																																																																														
河川工事	+0.10	トンネル工事	+0.20																																																																														
河川・道路構造物工事	+0.10	砂防・地すべり工事	-0.40																																																																														
海岸工事	+0.10	道路維持工事	-0.23																																																																														
道路改良工事	0.00	河川維持工事	-0.28																																																																														
鋼橋架設工事	+0.05	下水道工事	0.00																																																																														
P C 橋工事	+0.05	公園工事	-0.15																																																																														
舗装工事	-0.25	電線共同溝工事	0.00																																																																														
共同溝工事	+0.05	橋梁保全工事	+0.15																																																																														
旅費交通費等	旅費交通費等の上限(千円)																																																																																
直接人件費の0.63%	244																																																																																
工種区分	(X2)	工種区分	(X2)																																																																														
河川工事	+0.1	トンネル工事	+0.2																																																																														
河川・道路構造物工事	+0.1	砂防・地すべり工事	<del>-0.5</del>																																																																														
海岸工事	+0.1	道路維持工事	<del>-0.3</del>																																																																														
道路改良工事	0.0	河川維持工事	<del>-0.3</del>																																																																														
鋼橋架設工事	<del>0.0</del>	下水道工事	0.0																																																																														
P C 橋工事	<del>0.0</del>	公園工事	<del>-0.3</del>																																																																														
舗装工事	<del>-0.3</del>	電線共同溝工事	0.0																																																																														
共同溝工事	<del>0.0</del>	橋梁保全工事	<del>+0.1</del>																																																																														
旅費交通費等	旅費交通費等の上限(千円)																																																																																
直接人件費の0.63%	244																																																																																

発注者支援業務委託標準積算基準 新旧対照表

新						旧																																																																											
<p>4. 変更設計書作成</p> <p>(1) 設計積算業務標準歩掛 (変更設計)</p> <p style="text-align: right;">(1件当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 \ 職種</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>労務費</th> </tr> <tr> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> <th>図工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積算</td> <td></td> <td>1.10</td> <td>2.50</td> <td>1.80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計書作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.85</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>0.40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0.40</td> <td>1.10</td> <td>2.50</td> <td>2.65</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 工事費及び工種区分による補正は3.(1)と同様に行うものとする。                  2. 本歩掛には2回程度の設計額の試算を含むものとし、それを超えて試算を行う場合は、別途、「6(3)設計額試算 標準歩掛」を計上するものとする。なお、試算には数量の再計算等を含む。</p> <p>(2) 設計協議                  変更時の設計協議は、1回当たり技師Bを0.5人計上するものとし、協議回数は2回を標準とする。</p> <p>(3) 交通費                  設計積算業務(設計変更)の交通費は、「3. 当初設計書作成」に準ずるものとする。</p> <p>(4) 印刷製本費                  変更設計書作成に必要な印刷製本費は「3(6)印刷製本費」の式により算出した金額に0.6を乗ずるものとする。なお、この場合3(6)注3による費用の上限・下限は適用しない。</p> <p>[計算例] →当初積算(100万円/件×3件=300万円), 変更積算(50万円/件×3件=150万円)の場合                  &lt;当初積算分&gt; 印刷製本等に係る費用 = (10 - 0.5 × 3.00)% × 3,000,000 = 255,000円                  &lt;変更積算分&gt; 印刷製本等に係る費用 = (10 - 0.5 × 1.50)% × 1,500,000 × 0.6 = 83,250円                  合計 338,250円</p> <p>注: 想定額は直接人件費。簡略化のため業務計画等の費用は無視している。</p>						区分 \ 職種	直接人件費				労務費	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工	積算		1.10	2.50	1.80		設計書作成				0.85		照査	0.40					計	0.40	1.10	2.50	2.65	0.00	<p>4. 変更設計書作成</p> <p>(1) <del>歩掛</del>                  設計積算業務標準歩掛 (変更設計) <span style="float: right;"><del>-(人/件)-</del></span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 \ 職種</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th>労務費</th> </tr> <tr> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> <th>図工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積算</td> <td></td> <td><del>0.6</del></td> <td><del>3.3</del></td> <td><del>0.6</del></td> <td><del>0.75</del></td> </tr> <tr> <td>設計書作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><del>1.2</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td><del>0.25</del></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><del>0.25</del></td> <td><del>0.6</del></td> <td><del>3.3</del></td> <td><del>1.8</del></td> <td><del>0.75</del></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 工事費及び工種区分による補正は3.(1)と同様に行うものとする。</p> <p>(2) 設計協議                  変更時の設計協議は、1回当たり技師Bを0.5人計上するものとし、協議回数は2回を標準とする。</p> <p>(3) 交通費                  設計積算業務(設計変更)の交通費は、「3. <del>設計積算業務</del>」に準ずるものとする。</p> <p>(4) 印刷製本費                  変更設計書作成に必要な印刷製本費は3(<del>6</del>)印刷製本費の式により算出した金額に0.6を乗ずるものとする。なお、この場合3(<del>6</del>)注3による費用の上限・下限は適用しない。</p> <p>[計算例] →当初積算(100万円/件×3件=300万円), 変更積算(50万円/件×3件=150万円)の場合                  &lt;当初積算分&gt; 印刷製本等に係る費用 = (10 - 0.5 × 3.00)% × 3,000,000 = 255,000円                  &lt;変更積算分&gt; 印刷製本等に係る費用 = (10 - 0.5 × 1.50)% × 1,500,000 × 0.6 = 83,250円                  合計 338,250円</p> <p>注: 想定額は直接人件費。簡略化のため業務計画等の費用は無視している。</p>						区分 \ 職種	直接人件費				労務費	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工	積算		<del>0.6</del>	<del>3.3</del>	<del>0.6</del>	<del>0.75</del>	設計書作成				<del>1.2</del>		照査	<del>0.25</del>					計	<del>0.25</del>	<del>0.6</del>	<del>3.3</del>	<del>1.8</del>	<del>0.75</del>
区分 \ 職種	直接人件費				労務費																																																																												
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工																																																																												
積算		1.10	2.50	1.80																																																																													
設計書作成				0.85																																																																													
照査	0.40																																																																																
計	0.40	1.10	2.50	2.65	0.00																																																																												
区分 \ 職種	直接人件費				労務費																																																																												
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工																																																																												
積算		<del>0.6</del>	<del>3.3</del>	<del>0.6</del>	<del>0.75</del>																																																																												
設計書作成				<del>1.2</del>																																																																													
照査	<del>0.25</del>																																																																																
計	<del>0.25</del>	<del>0.6</del>	<del>3.3</del>	<del>1.8</del>	<del>0.75</del>																																																																												

新						旧																																																				
<p>5. 概算数量設計による設計書作成</p> <p>(1) 設計積算業務標準歩掛 (概算数量設計) (1件当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 \ 職種</th> <th colspan="4">直接人件費</th> <th rowspan="2">労務費</th> </tr> <tr> <th>技師 (A)</th> <th>技師 (B)</th> <th>技師 (C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査計画</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>図面作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4.20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td></td> <td></td> <td>7.05</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積算</td> <td></td> <td>3.85</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計書作成</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1.20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>1.15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.65</td> <td>4.35</td> <td>7.05</td> <td>5.40</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 工事費及び工種区分による補正は3. (1)と同様に行うものとする。                  2. 本歩掛には2回程度の設計額の試算を含むものとし、それを超えて試算を行う場合は、別途、「6 (3) 設計額試算 標準歩掛」を計上するものとする。なお、試算には数量の再計算等を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概算数量設計 (以下「概数設計」という。) とは、当初設計の数量を概数で発注し、後に、これを確定した数量で精算変更する設計方法である。</li> <li>ここで言う「精算変更」は概数設計工種の数量確定に伴うもののみを指し、その他の事由による設計変更を伴う場合は別途、「4 (1) 設計積算業務標準歩掛 (変更設計)」による。</li> <li>当初設計を概数設計とした工事は、原則として概算数量を確定数量に変更する変更設計書の作成費用を含むものとする。また、設計金額を変更した場合、委託料の算定にあたり工事費による補正係数のもととなる対象工事費は、変更官工事積算価格とする。</li> </ul> <p>(2) 概数設計で当初設計書作成業務のみ (精算変更に係る変更設計書の作成は行わない) を委託する場合には、設計協議、現地調査等は通常どおり計上することとし、設計積算業務については次のとおり算出することとする。</p> <p>○必要人工=設計積算業務標準歩掛 (概算数量設計) × X                  補正係数 <math>X = (1 + X1) \times (1 + X2) \times X3</math>                  X1 : 工事費による補正係数                  X2 : 工種区分による補正係数                  X3 : 概数設計当初のみ補正係数 0.60                  ここで、Xは小数第2位止め (小数第3位四捨五入) とする。                  ※別途発注により、概数設計の変更設計書作成業務を委託する場合には、「4 (1) 設計積算業務標準歩掛 (変更設計)」により計上すること。</p>						区分 \ 職種	直接人件費				労務費	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	調査計画	0.50	0.50				図面作成				4.20		数量計算			7.05			積算		3.85				設計書作成				1.20		照査	1.15					計	1.65	4.35	7.05	5.40	0.00	<p>5. 概算数量設計 (以下「概数設計」という。) による設計書作成の取扱いについて</p> <p>(1) 概数設計とは、当初設計の数量を概数で発注し、後に、これを精算変更により数量を確定する設計方法である。</p> <p>(2) 当初設計を概数設計とした工事は、原則として精算変更に係る設計書作成費用についても当初の委託料に含まれるものとするが、設計金額を変更した場合、委託料算定の対象となる設計金額は、変更官工事積算価格とする。また、ここで言う「精算変更」は概数設計工種の数量確定に伴うもののみを指し、その他の事由による設計変更を伴う場合は別途、「4. 変更設計書作成」による。</p> <p>(3) 概数設計による当初設計書作成業務のみ (変更設計書の作成は行わない) を委託する場合には、設計協議、現地踏査等は通常どおり計上することとし、設計積算業務については次のとおり算出することとする。</p> <p>○必要人工=設計積算業務標準歩掛 (当初設計) × X  <math>X = (1 + X1) \times (1 + X2) \times X3</math>                  X1 : 工事費による補正係数                  X2 : 工種区分による補正係数                  X3 : 概数設計当初のみ補正係数 0.6                  ここで、Xは小数第2位止め (小数第3位四捨五入) とする。                  ※別途発注により、概数設計の変更設計書作成業務を委託する場合には、「第2章設計積算業務積算基準-4. 変更設計書作成」により計上すること。</p>
区分 \ 職種	直接人件費				労務費																																																					
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員																																																						
調査計画	0.50	0.50																																																								
図面作成				4.20																																																						
数量計算			7.05																																																							
積算		3.85																																																								
設計書作成				1.20																																																						
照査	1.15																																																									
計	1.65	4.35	7.05	5.40	0.00																																																					

新

旧

6. 不足資料等作成

(1) 仮設等検討 標準歩掛

(1回当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費				労務費	備 考
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工	
仮設検討		0.30	0.50	1.00		
図面作成			0.30	1.00		
数量計算			0.50	1.00		
計		0.30	1.30	3.00		

(注) 1. 本歩掛は、工事の発注等にあたり、委託成果の作成時に想定していた施工条件が変更となったことなどに伴い、仮設計画等を見直す必要が生じた場合に適用する。

2. 本歩掛の作業内容は、仮設計画等の見直し検討に加え、図面作成（1枚程度）や見直し範囲に係る数量計算書の作成を含むものとする。なお、ここでいう「仮設計画」とは、構造計算を必要としない任意仮設の計画であり、仮設進入路の構造や位置の修正、又はそれと同等程度の作業とする。

(2) 不足図面等作成 標準歩掛

(1回当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費				労務費	備 考
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工	
図面作成		0.50		0.50	1.00	
数量計算			0.50	0.50		
計		0.50	0.50	1.00	1.00	

(注) 1. 本歩掛は、工事の施工条件が変更となることなどに伴い、新たに図面や数量を作成する必要が生じた場合や、図面や数量に修正が生じた場合に適用する。

2. 本歩掛の作業内容は、構造計算を必要としない定規断面の構造物等の配置等による図面作成や修正（1枚程度）及びそれに伴う数量計算書の作成や修正、又はそれと同等程度の作業とする。

(3) 設計額試算 標準歩掛

(1回当たり)

職 種 区 分	直 接 人 件 費				労務費	備 考
	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	図工	
積 算			0.80	1.20		
計			0.80	1.20		

7. 電子成果品作成費等

電子成果品作成費及び電子納品保管管理登録料は、原則として計上しない。

6. 電子成果品作成費等

電子成果品作成費及び電子納品保管管理登録料は、原則として計上しない。

発注者支援業務委託標準積算基準 新旧対照表

新	旧
<p><b>第3章 現場技術業務積算基準</b></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><b>3. 現場技術業務</b></p> <p>(1) 業務計画 業務計画の立案は管理技術者（技師A）を1.4人/業務を計上することとし、担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含むものとする。</p> <p>(2) 管理業務 現場技術員の指揮監督として管理技術者（技師A）を0.4人/1工事（現場）を計上することとし、必要人員数は次式により算出するものとする。 D=工事（現場）数×0.4（人） D：管理技術者の人員数</p> <p>(3) 現場業務 委託員数の算定 対象工事1件あたりに必要な現場技術員（技師C）の人員数は、次式により算出するものとする。</p> $A = 19.5 \times M \times \alpha \sqrt{K}$ <p>A：対象工事1件あたりに必要な現場技術員の人員数 M：業務期間（単位：月） M = 対象工事の（予定）工期 ÷ 30（小数第1位止め、小数第2位四捨五入） α：0.22 K：（K1×K2×K3×K4×K5） （注）α√Kは小数第2位止め（小数第3位四捨五入）</p> <p>対象工事において夜間工事を実施する場合、必要な現場技術員（技師C）の人員数は次式により算出するものとする。</p> $A1 = 19.5 \times (M - m) \times \alpha \sqrt{K}$ $A2 = 19.5 \times m$ <p>A1：昼間に必要な現場技術員の人員数 A2：夜間に必要な現場技術員の人員数 m：夜間の業務期間（単位：月） m = 夜間作業日数 ÷ 30（小数第1位止め、小数第2位四捨五入）</p> <p>また、現場技術業務費は、上記の計算式により算出した現場技術員の人員数に技師Cの基準日額を乗じて算出するものとする。 なお、夜間業務における技師Cの日額は、基準日額に1.25を乗ずるものとする。</p>	<p><b>第3章 現場技術業務積算基準</b></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><b>3. 現場技術業務</b></p> <p>(1) 業務計画 業務計画の立案は管理技術者（技師A）を1.4人/業務を計上することとし、担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含むものとする。</p> <p>(2) 管理業務 現場技術員の指揮監督として管理技術者（技師A）を0.4人/1工事（現場）を計上することとし、必要人員数は次式により算出するものとする。 D=工事（現場）数×0.4（人） D：管理技術者の人員数</p> <p>(3) 現場業務 委託員数の算定 対象工事1件あたりに必要な現場技術員（技師C）の人員数は、次式により算出するものとする。</p> $A = 19.5 \times M \times \alpha \sqrt{K}$ <p>A：対象工事1件あたりに必要な現場技術員の人員数 M：業務期間（単位：月） M = 対象工事の（予定）工期 ÷ 30（小数第1位止め、小数第2位四捨五入） α：0.22 K：（K1×K2×K3×K4×K5） （注）α√Kは小数第2位止め（小数第3位四捨五入）</p> <p>対象工事において夜間工事を実施する場合、必要な現場技術員（技師C）の人員数は次式により算出するものとする。</p> $A1 = 19.5 \times (M - m) \times \alpha \sqrt{K}$ $A2 = 19.5 \times m \times \alpha \sqrt{K}$ <p>A1：昼間に必要な現場技術員の人員数 A2：夜間に必要な現場技術員の人員数 m：夜間の業務期間（単位：月） m = 夜間作業日数 ÷ 30（小数第1位止め、小数第2位四捨五入）</p> <p>また、現場技術業務費は、上記の計算式により算出した現場技術員の人員数に技師Cの基準日額を乗じて算出するものとする。 なお、夜間業務における技師Cの日額は、基準日額に1.5を乗ずるものとする。</p>

発注者支援業務委託標準積算基準 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>(中略)</b></p> <p>(4) 超過業務費の算定 超過業務費は次式により算出するものとする。 なお、超過業務時間は1ヶ月当たり30時間(125/100相当)を標準として計上し、実績による変更は行わないものとする。</p> <p><math>B = T \times H</math> B: 超過業務費(円) T: 超過業務時間当たりの労務単価(円/時間) H: 対象工事における超過業務時間(時間)</p> <p><math>T = \text{基準額} \times 1/8 \times 1.25 \times \alpha</math> 基準額: 技師Cの設計労務単価(円/日) <math>\alpha</math>: 割増対象賃金比</p> <p><math>H = C \div N \times P</math> C: 1月当たりの標準超過業務時間(30時間/月) N: 1月当たりの業務日数(19.5日/月) P: 必要日数(A: 現場技術員の必要員数と同数)(日) (注) Hは小数第3位止め(小数第4位四捨五入)</p> <p style="text-align: center;"><b>(以下、省略)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>(中略)</b></p> <p>(4) 超過業務費の算定 超過業務費は次式により算出するものとする。 なお、超過業務時間は1ヶ月当たり30時間(125/100相当)を標準として計上し、実績による変更は行わないものとする。</p> <p><math>B = T \times H</math> B: 超過業務費(円) T: 超過業務時間当たりの労務単価(円/時間) H: 対象工事における超過業務時間(時間)</p> <p><math>T = \text{基準額} \times 1/8 \times 1.25 \times \alpha</math> 基準額: 技師Cの設計労務単価(円/日) <math>\alpha</math>: 構成比</p> <p><math>H = C \div N \times P</math> C: 1月当たりの標準超過業務時間(30時間/月) N: 1月当たりの業務日数(19.5日/月) P: 必要日数(A: 現場技術員の必要員数と同数)(日) (注) Hは小数第3位止め(小数第4位四捨五入)</p> <p style="text-align: center;"><b>(以下、省略)</b></p>